

くらしの 情報



益城町ホームページ

<http://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

**マイナンバー通知カードの
記載内容をご確認ください**

マイナンバーの通知カードは、10月5日時点の住所に届きます。本町は11月以降順次、簡易書留で郵送される予定です。なお転送はされません。10月5日以降に住所を変更した場合、異動前の住所に届きます。お手元にカードが届かない場合はお問い合わせください。

また、転居や婚姻などで住所や氏名の変更があった場合は、手続きの際に、変更する人全員分の通知カードを窓口へお持ちください。

※紛失での再発行は有料です。

☎役場住民生活課住民係

☎286・3112

在宅の介護者を支援します

日常的に介護が必要な人を在宅介

護している人（介護者）は、手当てを受給できます。

受付期限：10月30日（金）

受給対象：町内に住所があり、基準日（10月1日）前1年間に、町が規定する被介護者と同居して、1年以上在宅で介護をしている人

※被介護者が基準日前1年間に、90日を超える入院・入所・ショートステイを利用した人は対象外

申請・☎役場いきいき長寿課高齢者支援係 ☎286・3114 / 役場福祉課福祉係 ☎286・3115

特別児童扶養手当、 障害児福祉手当の申請を

各種手当の申請を受け付けます。

◇特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を助けるための制度

対象者：身体または知的・精神に中度以上の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

受給額：1級11月額51,100円

2級11月額34,030円

◇障害児福祉手当

在宅での日常生活で、重度の障がいのため特に必要とされる介護などの負担を軽減するための制度

対象者：身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に

介護を必要とする20歳未満の人

受給額：月額14,480円

※障がいを理由に年金を受給している、児童福祉施設などに入所している子どもは対象となりません。

※受給者や同居家族などの所得制限があります。

申請・☎役場子ども課子育て支援係 ☎286・3117

アスベスト使用実態調査

10・11月の予定で、建築物のアスベスト使用実態に関するアンケート調査を行います。アンケートが届きましたら、ご協力をお願いします。

調査は県が委託した「国際航業（株）熊本営業所」が行いますが、工事などの業者幹旋は一切行いません。

調査対象：戸建住宅以外の鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの建築物

☎県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室 ☎333・2535

浄化槽の法定検査

浄化槽は適正な維持管理が行われていないと、水質汚濁や悪臭の原因となります。そして、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認する重要な検査が法定検査です。

法定検査をまだ受検していない場合、10月中旬に書類が届きます。同封のハガキに必要事項を記入し、返送してください。

証明書自動交付機を一時停止します

メンテナンスのため、下の日程で住民基本台帳カードを利用した証明書の交付を一時停止します。 ☎役場住民生活課住民係 ☎286-3112

証明書交付を一時停止する日

	10月	8日 (木)	9日 (金)	10日(土)～ 12日(月)	13日 (火)	14日 (水)	15日(木)～ 20日(火)	21日 (水)	22日 (木)	23日 (金)	24日 (土)	25日 (日)
コンビニ 交付機		× 午後	× 終日	○	○	× 終日	○	○	× 終日	○	○	○
役場前 交付機		○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

☎県浄化槽協会 ☎284・3355

地域の学習教室

学習意欲のある子どもたちを応援する「地域の学習教室」を実施してい